

海田町告示第41号

海田町移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 海田町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から海田町（以下「町」という。）に移住した者に対し、予算の範囲内において支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、広島県移住・マッチング支援事業補助金交付要綱（令和3年6月1日制定）、広島県移住・マッチング支援事業実施要領（令和3年6月1日制定。以下「県要領」という。）、海田町補助金等交付規則（平成7年海田町規則第1号）その他の法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の拠点を町に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき町の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 東京圏 県要領第4の第1項に規定する東京圏をいう。
- (3) 条件不利地域 県要領第5の第1項(1)①(7)aに規定する条件不利地域をいう。
- (4) マッチングサイト 県要領第5の第2項(1)に規定する求人マッチングサイトをいう。
- (5) 中小企業等 広島県（以下「県」という。）が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人情報を掲載している法人（個人事業主を除く。）をいう。
- (6) 18歳未満の世帯員 申請者の配偶者以外の世帯員であって、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者（ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は、18歳未満の者とする。）をいう。

(対象者)

第3条 移住支援金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時において別表第1に掲げる要件を満たす者のうち、別表第2から別表第5までのいずれかに掲げる要件を満たすものとする。

2 移住支援金の交付は世帯を単位とし、同一の世帯に対して重複して交付しない。

（移住支援金の額等）

第4条 移住支援金の額は、60万円とする。ただし、別表第6に掲げる要件を満たす場合は、100万円とする。

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の世帯員一人につき100万円を前項に規定する移住支援金の額に加算するものとする。

（交付申請）

第5条 対象者であって、移住支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、町の住民基本台帳に記録された日から起算して1年を経過する日までに、海田町移住支援金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、別表第7に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 交付申請書その他この要綱の規定による書類の提出に当たっては、交付申請者本人が行うことを原則とし、交付申請者と世帯を同一にする者が行う場合は、委任状を提出しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第6条 交付申請者が、交付申請書の提出後に当該申請を取り下げるときは、海田町移住支援金交付申請取下書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 町長は、第5条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、要件に適合していると認めるときは、移住支援金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、その決定の内容及びこれに付した条件を海田町移住支援金交付決定兼額確定通知書（別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、交付申請者に通知する。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、移住支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を海田町移住支援金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付申請者に通知する。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 交付決定を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とする場合には、海田町移住支援金交付決定兼額確定通知書再交付申請書（別記様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（交付決定通知書再交付の決定）

第9条 町長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに海田町移住支援金交付決定兼額確定通知書【再交付】（別記様式第6号）を申請者に交付する。

（移住支援金の交付）

第10条 交付決定通知書により通知を受けた者は、速やかに海田町移住支援金請求書（別記様式第7号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に、当該請求者に対し、移住支援金を交付する。

（報告及び立入調査）

第11条 県知事及び町長は、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に対し報告を求め、又は立入調査実施することができる。

2 前項の規定により報告又は立入調査を求められた者は、これに協力しなければならない。

（届出の義務）

第12条 受給者は、移住支援金の交付申請をした日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点から1か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を海田町移住支援金住居・勤務地等変更届出書（別記様式第8号。以下「変更届出書」という。）により町長に届け出なければならない。

2 受給者は、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく変更届出書により町長に届け出なければならない。

3 受給者は、移住支援金の交付申請をした日から起算して5年以内に町での居住が困難となった場合又は1年以内に移住支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに海田町移住支援金自主返還申出書（別記様式第9号。以下「自主返還申出書」という。）を提出するものとする。

- 4 町長は、自主返還申出書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、返還方法等を当該受給者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、受給者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合
- (2) 移住支援金の交付申請日から3年未満で町から転出した場合
- (3) 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 県の実施する「中山間地域課題解決型起業支援事業」（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

- 2 町長は、受給者が移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に海田町から転出した場合、交付決定の一部を取り消すことができる。

- 3 町長は、前2項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を当該受給者に通知するものとする。

(移住支援金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に移住支援金を受給者に交付しているときは、期限を定めて、同条第1項に該当する場合にあっては交付した移住支援金の全額、同条第2項に該当する場合にあっては交付した移住支援金の半額の返還を命ずるものとする。

(移住支援金の返還免除)

第15条 受給者は、第13条第1項又は同条第2項に規定する要件に該当するに至った原因が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、海田町移住支援金返還免除申請書（別記様式第10号）及び返還免除理由を証する書類（以下「返還免除申請書等」という。）の提出により移住支援金の返還の免除を申請できるものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、その内容が適当と認められる場合、県知事の同意を得た上で、移住支援金の返還を免除できるものとする。

- 3 町長は、県知事からの同意を得た後、返還免除の可否に係る決定内容について、当該

申請者に通知するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	要件
移住元に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 移住する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 (2) 移住する直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、町の住民基本台帳に記録された日の 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）
移住先に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 広島県及び海田町において移住支援事業の詳細が公表された後に転入したこと。 (2) 移住支援金の交付申請時において、転入後 1 年以内であること。なお、国の年度当初予算の第 1 回交付決定前で、転入後 1 年以内に申請を行うことができない場合には、交付決定日から次に示す日数、申請受け付けを可能とする。 受付日数：当該年度の 4 月 1 日から転入後 1 年となる日までの日数とする。 (3) 移住支援金の交付申請日から 5 年以上、町に継続して居住する意思を有していること。
その他の要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人である又は外国人であって、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (3) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。 (4) その他県知事又は町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

別表第 2（第 3 条関係）

区分	要件
就業に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 (2) 就業先が中小企業等であること。 (3) 週 20 時間以上の無期雇用契約であること。 (4) 求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 (5) 当該中小企業等に、移住支援金の交付申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。 (6) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

別表第 3（第 3 条関係）

区分	要件
テレワークに関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 所属先企業等からの命令による移住ではなく、自己の意思により移住した場合であって、町内を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 (2) 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

別表第 4（第 3 条関係）

区分	要件
町における居住経験等に関する要件	次に掲げる(1)ア～カのいずれかに該当し、かつ、(2)ア～キのいずれかに該当すること。 (1) 支給対象者の要件 ア 海田町に居住経験がある者 イ 3 親等以内の親族が海田町内に居住している者 ウ 海田町に所在する学校に通学したことがある者 エ 海田町に所在する事業所で勤務したことがある者 オ 海田町の地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者 カ 海田町にふるさと納税を行ったことがある者 (2) 地域の担い手確保の要件 ア 農林水産業に就業する者

	イ 海田町内で家業(申請者の3親等以内の事業経営権を持つ者が営む事業)へ就業する者 ウ 海田町内で事業を承継する者 エ 海田町内のこども園、子育て関係施設、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、交通事業者又は医療関係施設に就業する者 オ 起業し、海田町内に事業所を設置する者 カ 地元自治会に加入し、可能な限り自治会活動に参加する者 キ 海田町の地域づくり団体が関わる地域づくり活動又は地域の自治会行事若しくは地域イベントに継続的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
--	--

別表第5（第3条関係）

区分	要件
起業に関する要件	1年以内に起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

別表第6（第4条関係）

区分	要件
世帯に関する要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 交付申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。 (2) 交付申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。 (3) 交付申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも令和7年4月1日以降に移住したこと。 (4) 交付申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも交付申請時において移住後1年以内であること。 (5) 交付申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

別表第7（第5条関係）

区分	提出書類
全員が提出必須の書類	(1) 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類の写し） (2) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類。2人以上の世帯として交付申請する場合は、移住元において交

	付申請者を含む世帯員全員の移住元での在住地を確認できる書類) (3) 移住先(町)の住民票の写し(2人以上の世帯として交付申請する場合は、交付申請者を含む世帯員全員分) (4) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項(別記様式第1号別紙1) (5) 移住支援事業に係る個人情報の取扱い(別記様式第1号別紙2) (6) 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。) (7) 移住に関するアンケート (8) その他町長が必要と認める書類
東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類	東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類	履歴事項全部証明書及び開業届出済証明書又はこれに代わる書類(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
別表第2に掲げる要件に該当する者のみ提出が必要な書類	就業証明書(別記様式第1号別紙3)
別表第3に掲げる要件に該当する者のみ提出が必要な書類	就業証明書(テレワーク)(別記様式第1号別紙4) 個人事業主の場合、次の書類を提出すること。 (1) 業務委託契約書等(申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類) (2) 開業届の写し又は確定申告書の写し (3) 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)
別表第4に掲げる要件の町に5年以上住む3親等以内の親族が居る者に該当する者のみ	申請者親族の関係が分かる戸籍(3親等以内が確認できる書類)及び親族の住民票の写し(5年以上町に居住していることが分かる書類)

提出が必要な書類	
別表第 4 に掲げる要件の町に居住経験がある者に該当する者のみ提出が必要な書類	住民票の写し等（町に居住経験があることがわかる書類）
別表第 4 に掲げる要件の(2)に該当する者のみ提出が必要な書類	就業証明書（別記様式第 1 号別紙 5）
別表第 5 に掲げる要件に該当する者のみ提出が必要な書類	起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し